

基地対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり基地対策特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 基地対策特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び嘉手納町議会委員会条例（昭和62年条例第16号）第5条
- 3 目 的 基地に関する各種問題に関する調査
- 4 委員の定数 7人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

（提案理由）

米軍基地から派生する諸問題及び軍人・軍属等による事件事故に対する調査及びその対策のため、地方自治法上の根拠を有する「基地対策特別委員会」を設置する。